

令和7年度愛媛県雇用対策会議次第

日時 令和7年11月4日(火) 14:00～16:00
場所 愛媛県庁第一別館 11階ミーティングスペース

1 開 会

2 愛媛県経済労働部産業雇用局長あいさつ

3 委員紹介

4 議 事

- (1) 最近の雇用失業情勢について
- (2) 今般の経済情勢下における労働施策等について
- (3) 意見交換（来年度に向けた検討・課題等について）

5 閉 会

令和7年度 愛媛県雇用対策会議 出席者名簿

○委員

(氏名はいずれも敬称略)

区分	氏名	現職	備考
事業主団体 関係者 (3名)	高橋 祐二	愛媛県商工会議所連合会 会頭	御欠席
	渡部 英志	愛媛県商工会連合会 会長	[随行] 事務局長 松下 昌一郎
	服部 正	愛媛県中小企業団体中央会 会長	[代理] 専務理事 馬越 史朗
	三原 英人	愛媛県経営者協会 会長	[代理] 専務理事 八塚 洋
労働団体 関係者 (2名)	白石 浩司	日本労働組合総連合会愛媛県連合会 (連合愛媛) 会長代行	
	野村 真理子	情報労連愛媛県協議会 事務局長	
学校関係者 (5名)	前原 常弘	愛媛大学大学院理工学研究科教授 (理学部長)	
	阿部 起仁	松山大学キャリアセンター事務部 部長	
	木下 智美	松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 キャリア支援部 部長	
	長尾 由希子	聖カタリナ大学 教授	
	井上 浩	愛媛県高等学校教育研究会進路指導部会 会長 (県立松山北高等学校 校長)	
学識経験者 (3名)	東淵 則之	松山大学経営学部 教授	会長
	堀田 真奈	NPO法人ワークライフ・コラボ 代表理事	
	中村 真由美	ジョブカフェ愛work センター長	
行政関係者 (1名)	柴川 達也	愛媛労働局 職業安定部長	

○説明者

愛媛県	名本 秀幸	労政雇用課長	
	毛利 朗	産業人材課長	[随行]主事 相原 小鈴
	藤本 久美	少子化対策・男女参画課長	[随行]担当係長 大西 沙織 主任 村上 信介
愛媛労働局	中村 義生	愛媛労働局職業安定部職業安定課長	[代理] 課長補佐 神尾 学

○オブザーバー

愛媛県	廣井 久典	経済労働部産業雇用局長	
	小池 達士	教育委員会事務局指導部長	[代理] 高校教育課 主幹 中村 正直
	加藤 健一	企業立地課長	
	須山 広周	産業創出課長	
愛媛労働局	和田 雅裕	愛媛労働局雇用環境・均等室長	
	山岡 裕嗣	愛媛労働局職業安定部職業対策課長	
	渡部 仁司	松山公共職業安定所長	
えひめ サポステ	山口 崇	えひめ若者サポートステーション所長	
松山市	小西 潔	松山市 ふるさと納税・経営支援課長	[随行]副主幹 内山 茂樹

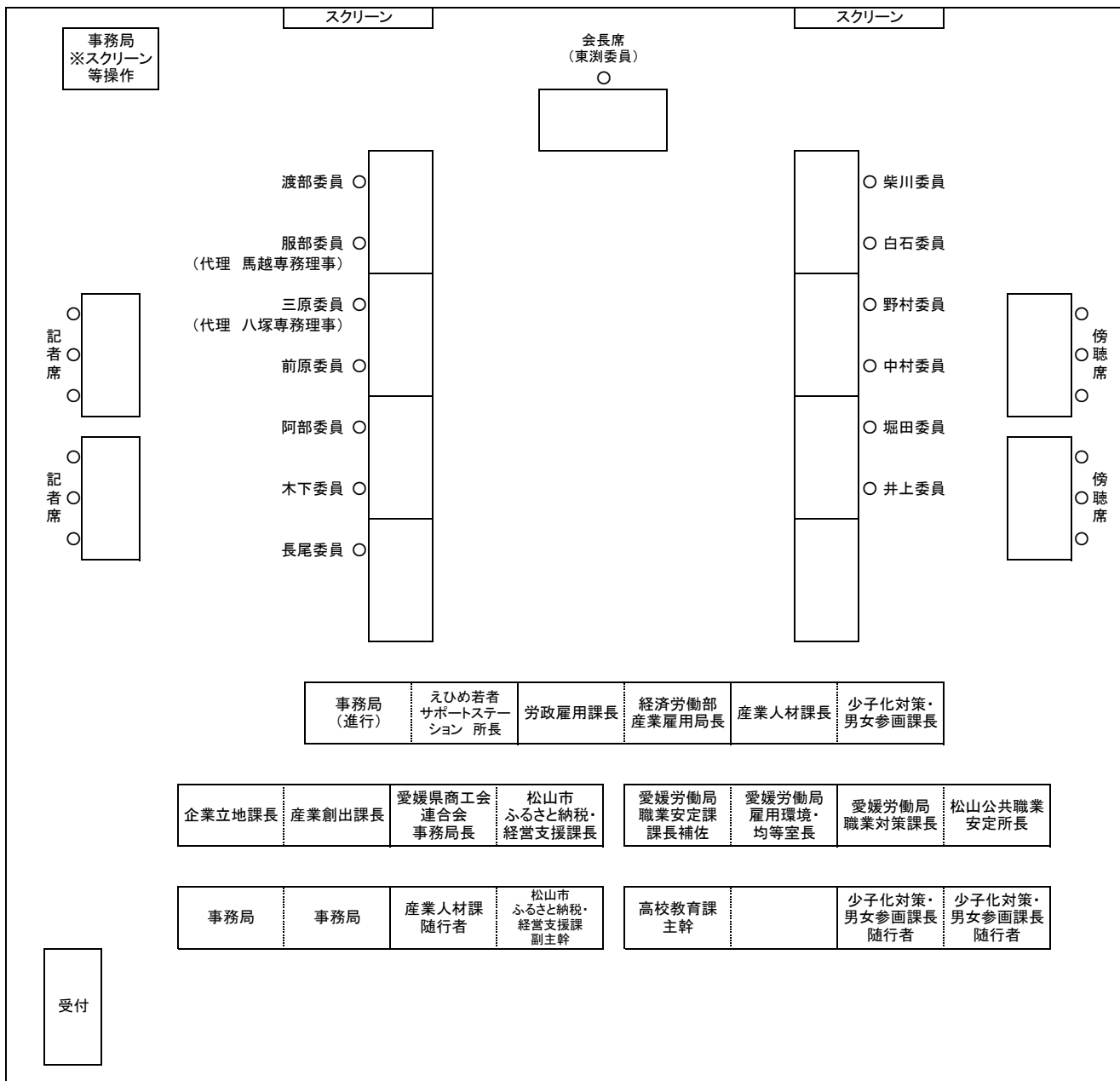
○事務局

愛媛県 労政雇用課	後藤 保司	主幹	
	白石 武司	雇用対策G 担当係長	
	芳野 彰輝	雇用対策G 主任	
	井手 翔子	雇用対策G 主事	

令和7年度愛媛県雇用対策会議・配席図

日時: 令和7年11月4日(火)14時00分～16時00分

場所: 県庁第一別館 11階ミーティングスペース



愛媛県雇用対策会議設置要綱

(設置)

第1条 県内主要地場産業の動向を把握し、本県の総合的な雇用対策の円滑な推進を図るため、愛媛県雇用対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 対策会議は、次に掲げる事項について検討協議する。

- (1) 雇用状況の把握に関する事。
- (2) 雇用機会の確保、拡大に関する事。
- (3) 県内企業が必要とする人材の確保に関する事。
- (4) 県内高校・大学等卒業者の就職に関する事。
- (5) 雇用対策について国等との協力調整に関する事。
- (6) その他雇用対策の推進に必要な事項

(組織)

第3条 対策会議は、委員19人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

- (1) 事業主団体関係者
- (2) 労働団体関係者
- (3) 学校関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 行政関係者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 対策会議に会長を置き、学識経験者委員の中から委員が互選する。
2 会長は、対策会議を代表し、会務を総理する。
3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 対策会議は、会長が招集し、これを主宰する。
2 会長は、必要により委員以外の専門的分野の者に出席を要請し、実情等の説明を受け、又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 対策会議の庶務は、経済労働部産業雇用局労政雇用課において処理する。

(解散)

第8条 対策会議は、その任務を達成したときに解散する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

- 附 則 この要綱は、平成 6年 5月 30日から施行する。
附 則 この要綱は、平成 7年 4月 1日から施行する。
附 則 この要綱は、平成12年 6月 16日から施行する。
附 則 この要綱は、平成15年 4月 1日から施行する。
附 則 この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。
附 則 この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。